

(第一類 第十号)

衆議院

国

土交通委員会議録 第四号

（一四七）

平成十七年三月十八日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長

橋 康太郎君

理事

衛藤征士郎君

理事

理事

望月 義夫君

理事

阿久津幸彦君

理事

土肥 隆一君

理事

岩崎 忠夫君

理事

木村 隆秀君

理事

河本 三郎君

理事

櫻田 義孝君

理事

高木 毅君

理事

武田 良太君

理事

中馬 弘毅君

理事

二階 俊博君

理事

林 幹雄君

理事

保坂 武君

理事

森田 一君

理事

下条 みつ君

理事

玉置 一弥君

理事

中川 治君

理事

伴野 豊君

理事

三日月 大造君

理事

和田 隆志君

理事

若泉 征三君

理事

佐藤 茂樹君

理事

穀田 穀君

理事

北側 一雄君

理事

中野 正志君

理事

岩崎 忠夫君

理事

峰久 幸義君

理事

博君

理事

三月四日

公共工事の品質確保の促進に関する件

○橋委員長 これより会議を開きます。

この際 新潟県中越地震による被害状況等調査を進めます。

○橋委員長 この際、新潟県中越地震にため、去る三月九日、新潟県に視察を行いましたので、参加委員より報告を聴取いたします。衛藤征士郎君。

○衛藤(征)委員 去る九日に、新潟県中越地震による被害状況等調査を行いました。

この際、視察委員を代表して、その概要を私が御報告申し上げます。

山教嚴君、土肥隆一君、赤羽一嘉君、委員樽井良和君、穀田恵二君、そして私、衛藤征士郎の七名であります。

当日の視察委員は、委員長橋康太郎君、理事萩山教嚴君、土肥隆一君、赤羽一嘉君、委員樽井良和君、穀田恵二君、そして私、衛藤征士郎の七名であります。

御承知のように、新潟県中越地震は、昨年の十二月二十三日午後五時五十六分ごろに、新潟県中越地方を震源とするマグニチュード六・八の地震が発生したものであり、新潟県川口町では阪神・淡路大震災以来の最大震度七が、小千谷市、山古志村等では最大震度六強が観測されました。

本震から二ヵ月以上たった昨年の十二月二十八日に震度五弱の余震が起きる等の活発な余震活動は、地域住民に大きな不安を与え、地震によるショック、避難生活のストレス及び過労等が原因となり、多数の人的被害が生じました。

また、土砂災害や雪害による家屋の全半壊といつた住家被害、関越道や国道十七号を始めとした道路の損壊、上越新幹線の脱線、下水道、公園等の都市施設の損壊及びライフラインの供給停止等により、住民の生活や地域経済に甚大な被害が生じました。

震発後四ヵ月を経過した現在も、山古志村等の七百二十世帯、二千二百七十九名に対し避難指示が出されています。今回の視察は、被災された方々の生活の安定と再建が一日も早く図られるよう支援策等を検討するため、被災現地に赴き、被害状況並びに復旧事業の進捗状況について調査することが必要であるとの考えに基づき実施したものであります。

それでは、調査の概要について御報告を申し上げます。

視察委員は、新潟県長岡市に到着した後、国土交通省及び新潟県から、芋川河道閉塞対策、道路の復旧状況と復旧方針及び雪害の状況について説明を聴取いたしました。委員からは、地震発生時からの人的支援の状況、復旧のために必要とする費用の総額及び復旧作業への国との迅速な対応と支援に対する評価について発言があり、意見交換がなされました。

引き続き、妙見堰管理支所の庁舎周辺破損及び鉄塔倒壊等の被災箇所を視察いたしました。

その後、新潟県、小千谷市、山古志村及び川口町の関係者と、雪害対策の現状及び特別交付税等の地方財政措置と国土交通省の補助金のあり方等について意見交換を行った後、それぞれの被災地に赴きました。

まず、小千谷市では、仮設住宅を訪問し、耐雪性と耐寒性に配慮した仮設住宅の仕様及び除雪作業の状況等について意見交換を行いました。

仮設住宅については、最も早いもので昨年の十一月二十四日から入居が始まっていますが、小千谷市では十七カ所八百七十戸、県全体で六十四カ所三千四百六十戸が用意され、入居配置をコ

ロムを流れ、雪捨て場となる中小河川に消流雪用水導入施設が整備されておりまして、円滑な除雪作業ができるよう運用されておりました。

今回の視察を通じまして、全国有数の地すべり多発地域直近で地震が発生したことにより、中山間地での斜面災害が甚大であったこと及び記録的な豪雪となつた被災地の融雪期を控え、早急に二

次災害の防止を図ることが必要であることが、

家屋、建築物の迅速な雪害対策、公共施設の復旧と復興のための迅速な取り組み及び被災した住民の維持及び地域社会の再生と復興に配慮している

ところでありました。

次に、山古志村では、屋根雪対策及び村の復旧

と復興に向けた取り組みについて説明を聴取し、今後の融雪対策等について意見交換を行いまし

た。一部損壊九万四千三百三十棟となつており、本

震発後四ヵ月を経過した現在も、山古志村等の七百二十世帯、二千二百七十九名に対し避難指示が出されています。今回の視察は、被災された方々の生活の安定と再建が一日も早く図られるよう支援策等を検討するため、被災現地に赴き、被害状況並びに復旧

事業の進捗状況について調査することが必要であるとの考え方に基づき実施したものであります。

それでは、調査の概要について御報告を申し上げます。

視察委員は、新潟県長岡市に到着した後、国土交通省及び新潟県から、芋川河道閉塞対策、道路の復旧状況と復旧方針及び雪害の状況について説明を聴取いたしました。委員からは、地震発生時

から人的支援の状況、復旧のために必要とする費用の総額及び復旧作業への国との迅速な対応と支援に対する評価について発言があり、意見交換がなされました。

引き続き、妙見堰管理支所の庁舎周辺破損及び鉄塔倒壊等の被災箇所を視察いたしました。

その後、新潟県、小千谷市、山古志村及び川口町の関係者と、雪害対策の現状及び特別交付税等の地方財政措置と国土交通省の補助金のあり方等について意見交換を行った後、それぞれの被災地に赴きました。

まず、小千谷市では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施する必要性を実感いたしました。

今回の地震では、山古志村を中心として約三千八百カ所の地すべりが発生し、道路が寸断されたこと等により、地震発生直後には被災地全体で六十一の集落が孤立し、緊急輸送路の確保や生活道路の復旧の優先的な取り組みがなされてきました。

しかし、山古志村の全村民がヘリコプターで離村してから、いまだに帰村できない状況が続いているあります。村民からは、早急な自宅での居住や自宅の修理等を希望する声が多く、村では住宅の倒壊やアクセス道路の雪崩を防止するため、自衛隊等の協力のもと六回の屋根雪の除雪作業を行っております。私どもの現地視察中にも余震があり、約三メートルもの積雪の融雪期において、融雪水が地震によるクラックにしみ込むこと等による二次災害を防止するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

次に、川口町では、住宅倒壊等被災状況及び消

防災を実施するための緊急措置及び早急な復旧工事を実施する必要性を実感いたしました。

災害関連の補助金と雪害対策の補助金等の活用策を検討する必要性を実感いたしました。

最後に、私どもの調査に御協力をいただきまして、報告した関係者の皆様方に感謝の意を表しまして、報告といたします。

以上であります。

○橋委員長 この際、お詫びいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房長峰久幸義君及び総合政策局長丸山博君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○萩山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。萩山教嚴君。

○萩山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。萩山教嚴君。

この委員会に、今、公共工事の品質確保の促進に関する法律案が議員立法で提出されておりま

す。それを受けて、国土交通省はこの対応について今後どうなされるのか、お伺いたしたいと存じます。

我が国は、かつて経験したことのない少子高齢化を迎えております。将来にわたって、国民が安

全で、そしてまた安心して生活できる國づくりを進めなければなりません。加えて、我が國は諸

外國と比べて地震や台風も非常に多い國であります。毎年のように災害が発生しております。今も

衛藤筆頭理事からの御報告がございました。こう

した日本の国に対して、公共工事は、災害復旧とあわせて、どのように国民の生命財産を守る社会

資本を整備していくか。公共工事についての品

質を確実に確保していくということは必要不可欠

であります。

一方、現在の公共事業を取り巻く状況というの

は極めて厳しいものがあります。建設投資は官民ともに大幅に減少いたしておりますのは事実であ

ります。現況はピーク時の六割を切ったとも言わわれております。このような状況の中で、いわゆるダンピングがなされたり、非常に低い価格で入札が横行いたしております。都道府県発注の工事は、一割以上がいわゆる低入札となつておることも当局は御存じだらうと思います。加えて、最低制限価格を事前に公表している多くの自治体もまた、最低制限価格と同じ価格で多くの者が入札し、だれに落札するのかわからずに、くじ引きをするといったナンセンスなことも行われております。

このような状況の中で、発注者がきちんと監督や検査を行つていれば一定の品質は確保されるのでしょうか。驚くことに、地方公共団体では技術者を全く抱えていないという業者もいるわけであります。技術力を持っているか否かということは審査の対象にもなることでありましょうし、入札を行うケースもまた、しないまま行われていることが多いと聞かされております。このような状態を放置するということは、まことに我が国にとって不幸なことであります。

低入札がこのまま横行すれば、手抜き工事、下請への不当なしづわ寄せ、あるいは下請に対しても金を払わない、こういった現況が出てくる。あるいはまた、くじ引きで、技術力がなくても運が強ければよいというような、運呑天賦に任せるような入札工事が行われたのでは、とてもじゃないが、公共事業は、国家の財産としてきちっとした価格でもつて立派な工事をすることはできないと私はされた議員立法は大変すばらしいものだと私は考えております。このことについて、当局はどのようにお考えになつておられるのかもお聞きしなきやな

研さんに励み、技術者の導入、そしてまた技術者がこの会社を将来発展させるというような因果関係を持つておるわけでありますから、私たちは、そういう仕組みをもつと国土交通省が指導し、監督していく必要があるのではないか。また、最近、大手建設業者、世界に通用するような技術力を持つておるわけであります。その技術力を存分に發揮できる場を提供していくことも、これまた欠かせない事実であります。

そこで、国土交通省にお尋ねいたしますが、国土交通省は発注者の中でも先覚者としての立場にあり、各省庁にまたがつてこの分野での中心的な役割を担つておられます。公共工事の品質確保に向けてさまざまな施策が取り組まれておりますけれども、現在の取り組み状況について、時間がございませんので端的にお答え願えれば幸いかと存じます。

○峰久政府参考人 御指摘ありましたように、公共工事は、長年にわたって、国民生活でありますとかあるいは社会経済活動の基盤となるものでございます。その品質確保は極めて重要だというふうに思っております。

その際、発注者による監督検査の適切な実施に加えまして、入札、契約の段階で地域の中小をはじめとした建設業者の方々の品質確保に対するまじめな努力、こういうものが適切に評価されることが重要だと思います。あわせて、建設業界におかれまして技術力が目覚ましく発展していくつる、こういうことを踏まえまして、技術提案の活用などを通じて企業の技術力が遺憾なく發揮できるようになります。

国土交通省におきましては、ペーパーカンパニー等の不良不適格業者を排除し、工事の内容や規模に応じた適切な技術力を持つ企業を選定するため、企業あるいは配置予定の技術者につきまして、過去の工事の施工経験、工事成績について審査しているところでございます。

また、民間のすぐれた技術力を活用するため、

価格と品質両面にすぐれた調達を行なうことがでござります。

今後とも、透明性、公正性を確保しつつ、またコスト縮減とあわせまして、品質確保に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○萩山委員 大変ありがとうございました。
〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

次に移らせていただきますが、一番心配してるのは地方公共団体の発注なのであります。先ほども申しましたとおり、地方公共団体というのは、とりわけ市町村が多いわけであります。発注体制が極めて脆弱であります。公共工事の品質が確保されているかどうかなどということを懸念いたしておりますが、入札、契約の公正性や透明性の確保が本当に図られているのかということは、私たちは疑問を抱かなくてはなりません。

繰り返しになりますが、地方公共団体においては、入札に参加する者がしっかりととした技術力を持っているのかどうかということも懸念の材料であります。あるいはまた、そういうところからくじ引きが横行しているのではないかなどというふうに見られます。その結果、技術力の乏しい業者やペーパーカンパニーで業者が工事を落札し、一括丸投げということになつておるわけでありますけれども、そういふことは近年は見られなくなつてきたであろうと思いますが、いまだに横行していることを聞かされております。

下請いじめ、これはあつてはなりません。零細企業、中小企業によって育てられ、そしてささやかに生活している零細企業に資金をカットしたり、あるいは下請の資金の支払いを延期したり、あるいはしなかつたり、経済的な苦しみを味わっているのがほとんどの零細企業ではないかなとうふうに言つても過言ではありません。

こうした状況を開拓するために、今度の議員立法の法案が提出されたものと私は思います。どうぞ、国土交通省におかれましては、各官庁の公事業のすべての兄貴分として、ここはしっかりと腹

に据えて、立派な入札行政、公共事業が推進されることは私は希望いたしております。公共団体の現状を踏まえて、品質確保、入札、契約、国土交通省は今後どのようにお取り組みになつていくのか。最後の質問として、ここにお願いを申し上げておきたいと存じます。

○丸山政府参考人 萩山先生から、地方公共団体の発注についての懸念の質問をいただきました。公共工事の発注の三分の一強は地方公共団体が占めています。一方で、小規模な市町村などには全く技術系の職員がないないというようなところもございまして、適切な企業評価が行われていな、発注が非常に心配だ、こういうことがあるということは私ども承知しております。

高い技術を持った業者が評価されて、それが地方でも育成されていくということは、品質を確保するという観点からも大事でございますし、なおかげで、地方の活性化にもつながることでございますので、そういう意味でも、地方公共団体の入札契約制度を改善して、適切な企業評価をやっていくくということは非常に重要なと私ども思つております。

そこで、国土交通省としましては、評価がひとりでできないような小さいところは、外部の機関の活用も図つて企業評価をして、それで発注するというようなことを、総務省と連携いたしまして地方公共団体に要請を行つておるところでござります。また、工事成績のデータベースをつくるということで、これを皆さんに利用していただき、発注、企業評価をしやすくするというようなことを行つております。それから、国、地方を通じまして、発注者間の協力連携を強めるということも非常に大事なことだと思つておりまして、そこも積極的にやつておるところでございます。

今申し上げましたようなことを通じまして、地方公共団体におきましても公共工事の品質確保が図られるように、入札契約制度の改善に努めてまいりたいとふうに思つております。

受注者の中で、まじめに努力してこつこつとやっている業者がどうかひとつ報われるような行政をしていただきたい、これが最後の私のこの法案に対するお願いでございます。御清聴ありがとうございます。

○橘委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 昨年来 公共事業の品質確保についての法案をつくる上に当たりまして、いろいろな方々の御協力をいただいて、ようやくまとまりました。そういう中で、今までの問題点、たくさん我々は危惧するところがあるわけです
が、その一部を確認したいというふうに思ひます。

公共事業そのものは、全体として、だんだん額的にも減つてまいっております。片方では、社会資本整備、そして地域経済対策あるいはある意味での景気対策ということで、まだまだ必要な部分があるかと思いますが、そういう取り合いになつてきてている業者間の状況を見ておりましても、この法案に盛り込まれておりますように、果たして価格だけの競争が行き過ぎて品質が守られていくかどうかという心配も出てきております。

そういうことを踏まえて、いろいろな項目を各党とともに詰めてまいりました。その中で、特に今業界の中でいろいろな話が聞こえてまいりますのは、公共事業は、まず第一次の支払い側、いわゆる国や地方公共団体あるいは各省になりますが、そういう人たちがたしか現金で払っているはずなんですねけれども、末端に行くと全部手形になつていてるというようなことがあります、ほとんどそうなんですが、これに対して、本来、行政からの指導というのはなかつたのかどうかというのと、今現在どういう状況に置かれているのかと、いうのをまずお聞きしたいと思います。

○丸山政府参考人 元請業者から下請業者に対する代金の支払いについて、どういうことを国土交通省としてしているかということですざいますが、私ども、資金需要が逼迫いたします八月と十二月に通達を出しまして、元請業者から下請業者

それから、毎年、下請代金の支払いの実態調査を行っております。元請業者のうち五千社を対象としたいたしまして、今先生お話しになりましたような支払いまでの期間、支払いの方法でございますとか、それから手形の期間などにつきまして実態調査を行つておるところでございます。

平成十六年度に行いました実態調査の一端をお話いたしますと、元請業者が発注者から支払いを行つております。元請業者のうち五千社を対象としたいたしまして、今先生お話しになりましたような支払いまでの期間、支払いの方法でござりますとか、それから手形の期間などにつきまして実態調査を行つておるところでございます。

そこで、その結果、支払いが適切に行われるよう指導をしておるところでございます。

を受けてから下請業者に支払うまでの期間、一ヵ月以内が望ましいというふうに私ども申し上げておるわけですが、九四・三%は一ヵ月以内に支払っているということです。

それから、下請業者に労務費相当分は現金で支払え、こういうことを言つておるわけですが、全額現金で支払っている割合が九三・三%、それから、手形の期間は最長でも百二十日以内にしなさい、こういうことを言つておるわけですが、内である割合は九四・五%となつておるところです。

○玉置委員 今、数字を聞いてびっくりしたんですね。ですが、我々が聞いているのと全然違うんですね。業界ではほとんど一〇〇%、労務費といわず、受注額の大部分が手形である。それも下へ行くほど日数が長くなつて、百八十日というのは当たり前で、例えば検収が終わつて支払いがされるまで二ヶ月あるというのが普通だという話を聞いているんですね。

ですから、調査で聞き取りだけだと思うんです。けれども、私は、品質確保というのは発注者の責任だと思うんですね。発注者が品質を確保して値段を決めて、そしてちゃんととしたところに行つて、いるかどうか、ちゃんとした技術者が対応していくかどうかということを確認する、これは民間の企業では当たり前でございまして、私も発注業務を長年やつたことがありますけれども、どういう業者を使うかというのは、単なる価格だけではなく

くて、そここの技術力と、そして最終的には補修、保全を含めた体力、こういう確認をしていかなければいけないんですけど、今丸山局長から答弁ございました数字は、我々が想像しているのとははるかに違うんです。

実態の調査を実際にやられて、まあ本来であり
せていただいておるわけでござりますが、今先生
の御質問の旨、二つ、二つを出でさせて貰ひてお

ますと下請代金遅延防止法とかいろいろな法律はあるのですし、発注者が品質確保のために、いわゆる抜き取り検査的なものも必要だと思うんですけれども、そういう今の法律に絡めた行為と、それから品質確保のための抜き取り検査についてはどういう状況でやられているのか、もしわかれればお答えいただきたいと思います。

○玉置委員 この品質確保法案の三条の六項といふところに「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の発注者及び受注者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するように配慮され

う調査を実施しておりまして、そのうち三百社に
ついては立入調査を実施しているということです
ざいます。

單に聞き取りだけではなくて、下請の方から、
ある意味で裏をとっているということを御理解い
ただければと思います。

○玉置委員 裏は私もとつとまましたけれども、
全然違うんですね。というは、まともに答えて
いないのを、またそれも、こんな数字を当たり前
として出してくる行政自体が非常に怠慢だと思う
んですね。

ある意味で、私たちから見ると公共事業という
のは、一〇〇%現金で払っておられて、おまけに
四〇%は前受け金で払う、そして残り六〇%はまた
それもキャッシュで払うということなんですね
ども、實際、二次下請、三次下請あるいは建設資
材とかに支払われているのは、ほとんど現金がな
んですね。

そこで、私ども、先生から今、不十分ではない
かと御指摘をいたいたところではございます
が、下請代金の支払い状況についての実態調査で
ございますとか、それから下請代金の支払いの適
正化についての指導を行ってきたところでござい
ます。今後とも、このような措置を使いまして、
下請、元請関係の適正化を図ることはもとよりで

国土交通省並びに各公共団体の問題じゃないかと思うんですが、これはもう一回再調査していただきたいと思いますが、いかがでしようか。

ございますが、さらに、最近、下請セーフティーネット債務保証事業というものもつくりました。この活用も積極的に図つてまいりたいというふうに思っております。

それから、十七年度の予算案におきましては、先ほど申し上げました実態調査につきましてデータベースを構築いたしました。このデータベースを使うことによりまして、例えば指導履歴でございますとかそういう情報が蓄積されて、効果的に皆さんのが使うようになつて、指導も効果的に行えるということを私ども期待しております。

いずれにいたしましても、建設業というのは元請と下請が一体となつて、協力して生産活動を行つて初めてうまくいくということございまして、下請、元請関係の適正化というの一つの大いな課題であるといふふうに思つております。そういう意味でも、下請代金の支払いの適正化に今後とも引き続き努めていきたいというふうに思つております。

○玉置委員 今日はこういう、要するにどこがどういう仕事をするか、実際に工順表といいますか工程表といいますか、それをもつと的確に把握するということをある程度示唆したような法律にもなるわけです。ある面でいきますと、丸投げ禁止とか、それから暴力団の介入、いわゆる窓口として飛び込んできて、ここだけよこせとか、あるいは全額受けてやるからおまえらはこの仕事をしろとか、関西ではよくあるんですけれども、そういうことのないように配慮していくこうという法律にもなるわけですね。ある意味では非常に期待をされているわけです。

ですから、この法案ができまして、後はやはり我々もフォローしていくと思うんですが、まず、そのスタート時点に当たりまして、先ほど言われたような支払い状況が決して正しいとは認識をしておりませんので、再調査をしていただき、スタートして後、一年後とか二年後にもう一回調査をして比較をしたい、こういうふうに思うので、改めて、ことし八月なりあるいは十二月に

やられる予定かと思いますが、ちょっと早めにいただいて、調査をぜひお願いしたいと思いますが、いかがございましょうか。

○丸山政府参考人 実態調査につきましては毎年七月から作業を始めておるわけでございますが、今の先生の御指摘を踏まえて、前倒しでできるかどうかも含めまして、検討させていただきたいと思つております。

○玉置委員 終わります。ありがとうございます。

○橋委員長 阿久津幸彦君。

○阿久津委員 民主党の阿久津幸彦でございます。

公共工事のあり方全般について質問をさせていただきたく思います。

さて、昨年末、臨時国会の終了間際、与党から議員立法という形で、公共工事の品質確保の促進に関する法律案の提案を受けました。政府が課徴金引き上げを柱とする独占禁止法改正案の提出を決めた直後でもあり、野党の立場にある私ども民主党としては、当初、その提案に対して警戒を抱いたのは事実です。

しかし、価格のみの競争から技術や品質を含めた競争への転換は世界的な流れであります。実際に、八〇年代から九〇年代にかけて米国が、九〇年代後半からEUがその改革に着手し、競争的交渉方式を導入することで、公共調達における最も価値の高い調達の追求において大きな進歩を遂げることに成功しています。そこで、民主党としても、与党提案の検討に短期間ながら集中的に取り組ませていただきました。

与党原案を検討させていただく中で、幾つかの懸念を抱きました。例えば、技術提案を受け入れる際、発注者が意図的な業者の選別等に悪用するおそれはないのか、結果的に発注者と受注者の癒着による官製談合を助長しないか、あるいは、技術評価を通じ不良不適格業者が確実に排除される一方、結果として実質的な参入規制が働き、また、私どもの生活、また社会経済活動のまさしく基盤をつくるのが社会資本整備でございまして、そのための事業がこの公共事業でござります。あ

ないのか、また、そもそも地方自治体による円滑な実施は見込めるのか、技術審査及び評価を確実に行える能力を市町村は備えているのかなどの点であります。

これらの懸念の解消に向けて、私どもは、官製談合防止の明確化、情報公開の徹底、技術提案審査の際の第三者機関の設置、事業者選定過程等への不服がある場合の苦情処理機関の設置、公共工事における下請、孫請企業への支払いの担保、発注側の責任の明確化と中間検査など検査の充実、それらの十五項目について与党側に提案し、折衝を重ねてまいりました。その結果、多くの前向きな回答をいただき、私どもの抱いていた懸念も、運用面でのチェックを今後も協議機関を通じて行っていく作業は残されたものの、現時点ではほぼ解消された次第であります。

一方、私どもは、品確法の研究、協議を重ねる中で、公共工事のあり方全般について、さまざまな改善の必要性を改めて痛感いたしました。そこで、我が党内に公共工事のあり方検討のためのワーキングチームを設置するとともに、よりよい公共工事の実現に向け、品確法の基本方針策定協議と一緒に、公共工事のあり方全般についても今後も与野党で真摯な協議を続けていくことを合意させていただいた次第です。

そこで、公共工事のあり方全般について、改めて大臣に伺いたいと思います。質問通告はしていないんですけども、本質的な事項ですので、伺いたいと思います。

公共工事はだれのために、何の目的であるのか、国土交通大臣に対して大変僭越ではありますが、お伺いしたいと思います。

○北側国務大臣 公共工事はだれのためか。これはもちろん国民のため、また将来の世代の国民のために行う社会資本整備がまさしく公共工事であると思います。安全、安心の確保をしていく、また、私どもの生活、また社会経済活動のまさしく基盤をつくるのが社会資本整備でございまして、そのための事業がこの公共事業でござります。あ

くまで国民のため、将来の世代のため、その一点を忘れてはならないと思っております。

○阿久津委員 私も、第一義的には、納税者である国民のために、公共の財産を築くために公共工事をあるんだというふうに考えております。

しかし一方で、公共工事にはそのほかにも多様な側面があると言わっております。例えば、郷土愛から、できるだけ多くの高額な公共工事を地元に持つてきたい、あるいは、公共工事を含む土木建設関連企業約六十万社、就労者数約六百万人をできるだけ守りたい、公共工事をたくさん行うことで景気対策を図りたい。本質的には納税者である国民のための公共工事であるわけなんですけれども、国土交通分野になれてくればくるほど、こういうことをどうも忘れてしまった傾向にあるのではないかということを私も含めて反省している次第です。

そこで、国民のための公共工事ということを考えれば、不良不適切業者による手抜き工事、手抜き欠陥工事などは断じて許すことができないし、ペーパーカンパニーによる上下斜めへの丸投げなども許すことができない。

また、価格とともに、技術力をしっかりと評価し、技術力を競い合うような環境づくりが必要であることは言うまでもないことです。ただし、技術力は価格と違つてなかなか見えにくい一面があると思います。

だから、間違つても談合、特に発注者と受注者による癒着から成る官製談合には目を光らせなくてはならないというふうに考えますが、談合、特に官製談合の防止に向けてどのような改革が必要と考えるのか、官製談合防止に向けての大臣の決意も込めてお答えいただきたいと思います。

○北側国務大臣 いわゆる官製談合、これはあつてはならないことであるというふうに思つております。

価格だけではなくて技術や品質も重視していく必要がありますという、その方向性自体は私は大切な方向性であると思います。それは国民にとつても

大事な視点であると思います。しかしながら一方で、技術、品質という要素を重視していくということは、今委員もおっしゃったように、価格だけですと基準が明確なんですね。ところが、技術や品質というのは、だれがそれを判断するのか、どういう基準で判断するのか、そうしたことが非常に重要になつてくるわけでございまして、逆に言いますと、ますます透明性、情報公開、さらには公正らしさというものが求められていくというふうに思うわけでございます。

技術、品質を重視することは大切、しかし一方で、なお一層、情報公開の徹底、透明性の確保に努めていることが重要であるというふうに考えております。

○阿久津委員 私も、情報公開の徹底が、特に官製談合の防止に向けて一番大切な事項だと

いうふうに考えております。

また、入契法では、情報公開のほかにも、第三

者機関の有効活用とか、入札における苦情処理に

ついても言及されておりまして、それらをきつち

りと実務的にも守つていかなくてはならないとい

うふうに思ふんですが、果たして実態面はどうな

のか。苦情処理や第三者機関の有効利用について、

どのようにお考えでしようか。

○丸山政府参考人 ただいま大臣の方から申し上

げましたように、情報公開を徹底して透明化を図

るということが非常に大事だということで、私ど

も、さまざまな情報を各発注者に公表するように

入札契約適正化法で求めておるところでございま

す。

それで、具体的にどういうことをおるかと

いうことでございますが……(阿久津委員「簡潔

で結構です」と呼ぶ)はい。総務省と連携いたし

まして、全発注者の公表の状況を実施いたしまし

て、その調査結果を活用いたしまして、公表を行つ

ていない団体に対して厳しい指導を行つてお

うことでございます。

○阿久津委員 一方、先ほど私指摘もしたんです

けれども、発注者、特に市町村の技術力向上をしつ

かりとやつておかない、結局、市町村が技術力を自分で評価できないために、結果的に官製談合を誘発してしまうことにもつながると思う

ところが、お話しいただきたいと思つてあります。

○峰久政府参考人 御指摘がありましたように、市町

村の技術力向上に向けてどのような取り組みをさ

れてるのか、お話しいただきたいと思つてあります。

○阿久津委員 市町村自身の技術力向上について

も、引き続き御指導をよろしくお願ひしたい

でございます。

今、国土交通省で、各地方公共団体も含めまし

た工事の経験、あるいは我が国土交通省における

事業を行つた後の工事の成績をとつております

が、こういうものについてのデータベース化を

やつております。こういうデータベース化と同

時に総合評価方式もいろいろやつておりますけれ

ども、その事例集を作成する。国土交通省として

はこういう取り組みをやつていることを公共団体

にも紹介しているところでございます。

それから、特に工事監督検査の充実が図られま

すように、公共団体のことにつきましては、総務

省と連名で外部機関の適切な活用等について要請

しております。その際、所管の補助金を工事の監

督検査の外部委託費として活用できるということ

も添えまして、外部機関の適切な活用を図るよう

にと言つてきております。

いずれにしましても、先ほどのようなデータ

ベースの供用等、発注者間の協力連携を特に行う

ことによりまして、公共団体の支援に努めてまい

ります。

○阿久津委員 データベース化ももちろん大事な

ことですけれども、会計法でも指摘されている検査

監督が、私は現状として市町村は不十分なんでは

ないかというふうに思つてゐるんですね。特に中

間検査をもつともと確實に行えば、いわゆる手

抜き工事みたいなものは事前に防げるというふう

に思ふんですが、いかがでしようか。

○峰久政府参考人 御指摘のようなことだらうと

思ふんですけれども、それに際しまして、先ほど

思ふんすけれども、本当にフェアな技術的な競争をし

もちよつと申しましたが、検査監督等について外部機関ができるだけ活用するようについてお聞きをいたいというふうに改めてお願ひしておきます。

最後に一点だけ、どうしても気になつていてる問題についてお答えいただきたいと思うんですが、公共工事のあり方について勉強していく中で、予定価格制度というものについて不思議な違和感を

私は抱かざるを得ませんでした。予定価格制度というのには、日本にいる限りは余りに当たり前だというふうに思つてましたけれども、海外、特に欧米諸国を見ると、予定価格制度、価格帯で若干使つていてところはあるようですが、予定価格制度をきつちりとした形で定めている国はほとんどないというふうに聞いております。

そこで、財務省との関係もありますのでお答えにくいというのは重々承知しながら、すぐれた技術提案の活用を進める上で、公共工事の予定価格のあり方についてどのように考えるのか、北側大臣からお答えいただきたいと思います。

○北側国務大臣 いい仕事をしていただく必要がある、すばらしい技術を持つたお仕事をしていただい必要がある、そういう意味で品質等を重視していく必要があるということをございまして、そのういう意味では、予定価格のあり方につきましては、予定価格と品質の両面で適切に審査ができるよう定価格を作成することが必要だと思います。

○北側国務大臣 いい仕事をしておられる方につきましては、予定価格と品質の両面で適切に審査ができるよう定価格を作成することが必要だと思います。

これまで国土交通省、さまざま取り組み、先ほども答弁を局長の方からしておりましたが、実態調査等をやつてきております。先ほども玉置委員の御指摘もございましたが、改めてその辺の実態調査のあり方も、今まで工夫しているつもりではございますが、さらに、その実態調査の仕方につきましても、またその時期等につきましては、もよく検討して、本当にその実態ができるだけ正確にわかるようにしてまいりたいというふうに思つております。

幾ら品質にすぐれた提案を行つても、予定価格を少しでも上回つていれば落札できないということだと、民間企業からすぐれた技術提案を得られないということになつてしまします。そういう意味で、透明性とか公正性、これはあくまで確保することが大前提でござりますけれども、技術提案の内容について品質と価格の両面で適切に審査した上で、すぐれた提案が採用できるように予定価格を作成する方法の導入が必要ではないかというふうに考えております。

○阿久津委員 おっしゃることはわかるんですけども、私は、本当にフェアな技術的な競争をし

ていけば、その結果として価格もついてくるのかなど。それによって入札価格が安くなることもあるし、高くなることもあるし。ぜひ、これは今結論を出すという問題ではございませんけれども、この予定価格の問題もタブーとせずに、これからも国土交通委員会の場を通じて議論していただこうをお願い申し上げまして、私からの質問を終わさせていただきます。

○橋委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 公共工事の品質確保が必要なことは当然です。現在、入札契約適正化法、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などで公共工事の品質確保のための努力は行われています。問題は、その運用にある。それと、品質を低下させる実態、手抜き工事などが発生する要因にメスを入れることが必要だと私は考えます。

背景の一つに、建設業界の特徴である重層的な構造があります。大手ゼネコンなど元請が下請、孫請労働者等に負担を強いている業界の実態が公然と語られています。元請が下請等にコスト削減を要請し、下請は仕事を確保するために原価割れしてでも受注したり、低コストを補うために孫請にさらに低コストで発注させたり、原材料費や労務費を削ったり、どんどん下にしわ寄せしていく。そして、直接工事を施工する事業者は採算がとれず、作業する労働者は賃金や労働条件が適正に確保されない。このことの改善は急務だ、実際に工事を行う現場での実態に着目して改善をすることが品質確保の重要なポイントだと私は考えます。

そこで、現状を確かめたい。公共工事設計労務単価は九七年以降どうなっているか、お答えいただきたいと思います。

○丸山政府参考人 一九九七年以降の調査対象である五十職種の平均単価、一九九七年度は二万三千二百九十五円でございました。三年後の二〇〇〇年が二万二十九円、二〇〇三年が一万八千三百五十六円。二〇〇三年につきましては、対前

年度比でマイナス三・九%ということになつております。

○穀田委員 労務単価がどんどん下がり続けてい

る、大変な実態です。

実はそれだけではないんです。実際に支払われている賃金はさらに低い。厚生労働省が発表して

いる屋外労働者職別賃金調査によると、建設労

働者の賃金の推移は、規模が五人から九十九人のところで、一日一人平均現金給与額は一万三千円六割から七割で推移している。一万三千円台ですから、当然となります。労働組合の調査でも、労務単価の七割から八割だという結果が出ています。そして、平均収入で四十歳代で三百七十八万円という結果も出ています。

毎年下がり続け、仕事もなくなるような状況に今直面している。直接工事作業に携わる労働者が生活にも事欠く賃金では、いい仕事ができません。

ここにきちんとしたメスを入れなければ、本質的な品質確保にはならない。

そこで、私は今度議論になる公共工事品質確保法提案者に直接公共工事を施工する事業者の対価及び作業に従事する労働者の賃金、労働時間等の労働条件を適正に確保することの修正提案を行いました。ところが、直接的に発注者に対して労働条件に係る新たな適正義務を課すこととなり、発注者にとって過大な責務となってしまうという拒否回答がありました。

政府は、この点、同じような見解を持つているのか、確かめたいと思いました。

そこで、現状を確かめたい。公共工事設計労務単価は九七年以降どうなっているか、お答えいただきたいと思います。

○丸山政府参考人 一九九七年以降の調査対象である五十職種の平均単価、一九九七年度は二万三千二百九十五円でございました。三年後の二〇〇〇〇年が二万二十九円、二〇〇三年が一万八千三百五十六円。二〇〇三年につきましては、対前

者としての指名停止等の措置をやりますけれども、基本的に元請、下請関係は建設業法、あるいは単価の問題等につきましては厚生労働省も含めまして対応すべき問題だというふうに考えております。

○穀田委員 全く答えていない、わかつていない

と思います。

つまり私が言つてるのは、こういう入札制度にかかわって、いつも結果的に一番、要するにさかのぼって下の方から見ようという提案を私はしているわけですね。それが、今までこれらの品質確保や入札にかかわる議論のときに必ず附帯決議にまでされた内容を私は入れようと提案したところが、発注者にとって過大な責務となつてしまつという見解の表明があつた。その点いかがかと私は尋ねたんです。

この予定されている法案にもあるんですが、少しあつていて、「請負契約の当事者」という書き方をしているんです。だけども、下請、孫請や労働者への責任が明記されているわけじゃないんです。「各々の対等な立場における」と案文上書かれても、対等な立場に立てないからこそ問題が常に生じてきたわけですね。しかも、発注者は、およそ公共事業として税金で賄われるものであつて、末端できちんと適正にやられることに対して責務を果たすのは当たり前だということを私は見解として述べておきたいと思います。

そこで、全建総連など建設関係労働組合を初め公共事業にかかる労働者団体などが、全国で、公契約法条例の制定を目指して運動しています。公契約法は、国や自治体が公共工事や委託事業をしており、発注者にとって、いろいろな制度的なかつては、当然いろいろ発注者の立場にとつて過大な責務となつてしまうとかそういうことがあります。

政府は、この点、同じような見解を持つているのか、確かめたいと思います。

そこで、現状を確かめたい。公共工事設計労務単価は九七年以降どうなっているか、お答えいただきたいと思います。

○峰久政府参考人 発注者として、いろいろな制度的なかつては、先ほど御答弁がありましたが、元請、下請の関係につきましては、先ほど御答弁がありましたが、元請の方とどういう形で対応しているか、お答えいただきたいと思います。

○穀田委員 まず、この点について、建設業法あるいはいろいろな賃金の関係としての責務はあるうと思いますが、元請、下請の関係につきましては、先ほど御答弁がありましたが、元請の方とどういう形で対応しているか、お答えいただきたいと思います。

○峰久政府参考人 発注者として、いろいろな制度的なかつては、先ほど御答弁がありましたが、元請の方とどういう形で対応しているか、お答えいただきたいと思います。

○穀田委員 ですから、私は一番最初に、労務単価と実際の払われている現状というものを提起したわけですね。そういう現状にあるといふことが公契約のいわば必要な問題だ、しかも、今の品質確保にとつて決定的だということを私は言いたかったわけです。

私は、今言つたように、末端の業者や労働者への不利益を是正することによって品質を確保する、さかのぼつてきちつとやるといふことが大事だと思うんです。その修正提案が受け入れられなかつたことは極めて残念です。この点を抜きにしても、品質確保がどれほど前進するのか疑問です。なぜなら、コスト削減要請が強まつてある今日にお

て、品質が確保できるはずはありません。欧米諸国では既に当たり前の制度で、ILOでも一九四九年に公契約における労働条項に関する条約が採択されています。今、地方自治体でも意見書がどんどん採択されています。

大臣に聞きたい。公契約法を政府としても検討すべき時期に来ているのではないでしょうか。

○北側国務大臣 このお話を以前から、相当昔からあった議論だというふうに聞いております。我が国では、公契約における労働条項に関する条約、これは現在批准をしておりません。なぜ批准をしておらないかといいますと、民間部門における賃金等の労働条件については、公共工事に係るものであるか否かにかかわらず、その基準が労働基準法等の労働法規で定められておりまして、その範囲内で当事者間の自主的な取り決めにゆだねられているという考え方によるものというふうに認識をしています。

建設産業が健全な発展を遂げて、良質な住宅・社会資本整備を担つていくためには、建設労働者の雇用労働条件の改善を図ることが最も重要な制度として運営しておられます。今後とも、建設業法等に基づく制度をしっかりと運用しながら、また、厚生労働省ともよく連携をとりながら、建設労働者の一層の雇用労働条件の改善に努めてまいりたいと考えております。

○穀田委員 ですから、私は一番最初に、労務単価と実際の払われている現状というものを提起したわけですね。そういう現状にあるといふことが公契約のいわば必要な問題だ、しかも、今の品質確保にとつて決定的だということを私は言いたかったわけです。

私は、今言つたように、末端の業者や労働者への不利益を是正することによって品質を確保する、さかのぼつてきちつとやるといふことが大事だと思うんです。その修正提案が受け入れられなかつたことは極めて残念です。この点を抜きにしても、品質確保がどれほど前進するのか疑問です。なぜなら、コスト削減要請が強まつてある今日にお

囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係の適正化に努めること。

右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願ひいたしました。

○橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
（拍手）

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋委員長 起立総員。よつて、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、北側国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣北側一雄君。

○北側国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、関係省庁との連携を図りつつ、公共工事の品質確保の促進に努力してまいります所存でございます。

○橋委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○橋委員長 次に、半島振興法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等での御協議を願い、お手元に配付しております草案が作成されました。本草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から御説明申し上げます。半島振興法は、三方を海に囲まれ、幹線交通体

系から遠く離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど国土资源の利用の面における制約から、産業基盤、交通基盤等の整備の面で他の地域に比較して低位にある半島地域の振興を図るため、昭和六十年六月、建設委員長提案により時限立法として制定されました。制定以来、二度の改正を経て、現在二十年が経過しております。

この間、本法に基づき二十三の地域が半島振興対策実施地域に指定され、半島振興計画に基づく各種の施策が講じられてきたことにより、各分野で着実に成果を上げてまいりました。

しかしながら、半島地域は依然として、社会生活基盤の整備が十分に進んでいない地域や所得水準が低位な地域がある等の問題を抱えております。

その一方で、半島地域は、豊かな自然環境や農林水産資源に恵まれるとともに、すぐれた古文化能や伝統文化を継承するなど、地域の特性を生かした発展に向けて大きな可能性を秘めております。

地域住民の主体的な取り組みに基づき、半島地域の抱えている諸課題を解決し、豊かな地域資源を活用して地域の発展を行っていくためには、引き続き半島振興計画のもとで、広域的、総合的な施策を講じ、半島地域の自立的発展に向けた支援を行っていくことが必要であります。

このような観点から、本件は、現行の半島振興法の有効期限をさらに十年間延長して平成二十七年三月三十一日までとするとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、半島振興対策実施地域に係る農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講ずるものであります。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

○橋委員長 次に、半島振興法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等での御協議を願い、お手元に配付しております草案が作成されました。本草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から御説明申し上げます。半島振興法は、三方を海に囲まれ、幹線交通体

半島振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○橋委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。国土交通大臣北側一雄君。

○北側国務大臣 本法律案の御提案に当たり、委員長及び委員各位の御見識に深く敬意を表するものでございます。

政府といたしましては、半島地域の社会経済情勢にかんがみ、本法律案については特に異存はございません。

この法律案が可決された暁には、関係省庁と連携を図りつつ、その適正な運用に努め、半島地域の一層の振興を期してまいる所存でございます。

○橋委員長 これより採決いたします。

半島振興法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付しております草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

（基本理念）
第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基礎となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

（目的）
第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに

に、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

り、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されること等により民間事業者の能力が活用されること等により民

間事業者の能力が活用されること等により民間事業者の能力が活用されること等により民間事業者の能力が活用されること等により民

の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有效地に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

4 第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

（受注者の責務）

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

（基本方針）

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公

共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をい

う。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（発注者の責務）

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」とい

う。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る

公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び

設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約

の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況

各府の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合には、その長及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

（競争参加者の技術提案）

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

（高度な技術等を含む技術提案を求める場合の予定価格）

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用）

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持

を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

を確保できる体制が整備されていることその他
発注関係事務を公正に行うことができる条件を
備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により
発注関係事務の全部又は一部を行うことができ
る者を選定したときは、その者が行う発注関係
事務の公正性を確保するために必要な措置を講
ずるものとする。

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、
専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事
務を適切に実施することができる者の育成、発
注関係事務を公正に行うことができる条件を備
えた者の選定に関する協力その他の必要な措置
を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 政府は、平成十七年四月一日から施行す
る。
(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場
合において、この法律の施行の状況等について
検討を加え、必要があると認めるときは、その結
果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工
事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責
務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保
の促進に関する基本的事項を定める必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

半島振興法の一部を改正する法律案

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の一
部を次のように改正する。

第一条 中「地域住民の生活の向上」と「半島
地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並び
に」に改める。

第四条 第一項中「の各号」を削り、同項第八号

を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を
加える。

八 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

九 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生す
る津波等により生ずる被害を含む。）その他の
災害を防除するために必要な国土保全施設等

の整備に関する事項

第十三条中「向上」の下に「、産業の振興、医
療及び教育の充実」を、「円滑化及び」の下に「高
度情報通信ネットワークその他の」を加え、同条
の次に次の二条を加える。

（農林水産業の振興）

第十三条の二 国及び地方公共団体は、半島振興
対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興
を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開
発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害
の防止並びに観光業との連携の推進について適
切な配慮をするものとする。

第十五条の次に次の二条を加える。

（地域間交流の促進）

第十五条の二 国及び地方公共団体は、半島地域
には優れた自然の風景地、半島地域において伝
承されてきた文化的所産等の観光資源が存する
こと等の特性があることにかんがみ、半島振興
対策実施地域の活性化に資するため、観光その
他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地
域との交流の促進について適切な配慮をするも
のとする。

第十七条中「製造の事業」の下に「又は旅館業
(下宿営業を除く。)」を加え、「工場用の」を削る。
(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附
則第三条から第五条までの規定は、公布の日か
ら施行する。

平成十七年三月十八日

（災害対策基本法の一部改正）

第二条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二
百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 半島振興法（昭和六十年法律第六十
三号）第三条第一項に規定する半島振興

（計画）

第三条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一
号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成十七年三月三十一
日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

振興山村（山村振興法（昭和四十一年法律第六十四号）第七条第
一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策
の企画及び立案並びに推進に関する事項。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十二号）
第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興
に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

（農林水産省設置法の一部改正）

第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三
号）第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興
に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

（国土交通省設置法の一部改正）

第五条 土地開拓整備法（平成十一年法律第一百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日

振興山村（山村振興法（昭和四十一年法律第六十四号）第七条第
一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総
合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事
項。

（国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）の一部を次のように改正する。）

附則第二条第一項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三
号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以
下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推
進に関する事項。

附則第五条の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

山村振興法

附則第五条の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日 半島振興法

附則第十条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第十条第一項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

理由

最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、半島振興対策実施地域に係る農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行による経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込みである。

国土交通委員會議録第三号中正誤
ページ 段行 誤
三 一五 出穂期 正

出水期